

社会福祉法人白露会 評議員及び役員名簿

評議員

大久保 洋	522-0089	彦根市錦町10-40
角 卓明	522-0081	彦根市京町一丁目1-4
西村 美奈子	522-0002	彦根市松原町1849-67
小財 みつ子	522-0353	犬上郡多賀町月之木37

理事

渡辺 彰	522-0051	彦根市中藪一丁目12-28
中村 勤	522-0051	彦根市中藪二丁目2-7
三上 智代	520-0242	大津市堅田一丁目22-30
松田 一義	521-0217	米原市北方958
来本 昭	522-0074	彦根市大東町8-10
渡辺 宏子	522-0051	彦根市中藪一丁目12-28

監事

中川 文子	522-0051	彦根市中藪一丁目8-11
羽田 孝子	529-1314	愛知郡愛荘町中宿134

社会福祉法人 白露会 役員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人白露会（以下「当法人」という）の役員、評議員及び参与（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定める。
この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは理事会及び評議員会の決議に従うものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬は、当法人と委任関係にある役員、評議員及び参与等の職務の対価として支払われるものである。

(役員報酬の総額)

- 第3条 役員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(常勤役員の報酬等)

- 第4条 常勤役員に対する報酬等の額は無報酬とし、当法人の給与規程による職員給与を支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表に定める額
 - (2) 上記報酬とは別に、旅費を支給することが出来る。旅費は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額とする。但し、彦根市・愛知郡および犬上郡居住者は除く。

(公表)

- 第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経てこれを行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表（非常勤役員等の報酬）

理事長

	日額
役員会等への出席	6,000円
上記の他、法人業務への出勤	6,000円

評議員

	日額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人業務への出勤	3,000円

理事

	日額
理事会への出席	3,000円
上記の他、法人業務への出勤	3,000円

監事

	日額
理事会、評議員会等への出席	3,000円
上記の他、法人業務への出勤	3,000円